

生涯学習・社会教育に関する基礎知識として、令和7年度県社会教育施策の重点取組事項の一つである「家庭教育支援の充実」に向けた本課の「地域で支える家庭教育推進事業」とその関連法令等、そして令和4・5年度に県社会教育委員の会議で審議された地域における家庭教育支援の推進についてのまとめを簡単に述べる。

1 家庭教育に関する法令等

(1) 教育基本法（平成18年12月22日改正）

- 第10条： 全ての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、その役割や支援等について、新たに規定。
- 第13条： 教育の目的を実現する上で、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が重要であることに鑑み、新たに規定。

(2) 社会教育法（平成20年6月11日改正）

- 第5条・第6条： 平成18年12月の教育基本法改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、教育委員会の事務に、家庭教育に関する情報の提供に関する事務を規定。

(3) 教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）

- 特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置付け

教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されている。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要がある。あわせて、全ての親が自信をもって安心して子育てをすることができるよう、関係府省の連携はもとより、社会全体で家庭教育を支援する必要がある。

(4) 鹿児島県家庭教育支援条例（平成25年10月11日制定）

- 子供たちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して制定

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていく必要がある。

2 地域における家庭教育推進事業について

(1) 趣旨

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しており、家庭教育に関する学習機会の充実と地域全体で家庭教育を支援していくことの重要性が指摘されている。保護者が自分の子育てについて一人で悩みを抱え込むことなく、楽しみながら安心して子育てをすることができるよう、家庭、学校、地域、企業等の様々な機関・団体が連携し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図る。

(2) 事業内容

ア 推進体制の整備

- 県家庭教育推進委員会（年2回開催）
地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての協議
- 家庭教育支援施策関係課連絡会議（年2回開催）
各課の施策や所管する研修会、イベント等についての情報共有等

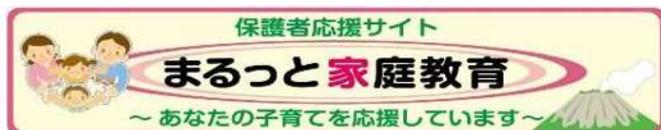
イ 家庭教育に関する学習機会の充実

- 家庭教育学級長等研修会（鹿児島会場・大島会場）
- 参加型学習による家庭教育支援研修会
- 家庭教育に関する学習講座等への講師派遣

- ウ 家庭教育支援に関する人材の養成
 - 家庭教育支援員研修会（鹿児島会場・大島会場）
- エ 市町村における家庭教育支援活動の推進
 - 家庭教育支援モデル市町村への助成
家庭教育アドバイザーの設置（家庭教育支援員の統括と活動の推進、教育分野と福祉分野とのつなぎ役）
- オ 広報・啓発
 - 家庭教育資料の効果的な活用（親子の笑顔を増やす かがしま家庭教育ナビ等）
 - WEB上での情報提供（保護者応援サイト「まるっと家庭教育」）
 - 家庭教育支援キャラバン「親子すくすくフェスタ」開催
 - 家庭教育についての企業の理解促進



【親子すくすくフェスタの様子】



【保護者応援サイト「まるっと家庭教育」のバナー及びアクセスのための二次元コード】

3 令和4・5年度県社会教育委員の会議「審議のまとめ」から

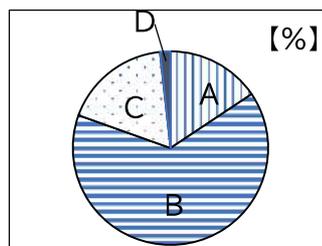
(1) 審議のテーマ

地域における家庭教育支援の推進 ～「親子の育ち」を支えるために～

(2) 家庭教育に関するアンケート(※)から(抜粋)

Q. 子育てをしていて、悩みや不安を感じますか。

A: いつも感じる	15.6%	} 80.5%
B: たまに感じる	64.9%	
C: あまり感じない	17.8%	
D: まったく感じない	1.7%	



(※) 家庭教育に関するアンケート(令和6年2月「令和4・5年度 県社会教育委員の会議 審議のまとめ」引用)

(3) 地域における家庭教育支援の推進のための方策(提言)

提言1 保護者の学びや交流の場づくり

家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等から、子供を育てる上で不安を感じる等、身近に相談相手がない状況にある親子の育ちを支えるための学びと交流の場を豊かな地域としてつくっていく必要がある。

提言2 教育・福祉・医療等の関係機関、団体、企業等の連携・協働

保護者を乳幼児期から就学時期以降にわたり切れ目なく支援するためには、教育・福祉・医療をはじめとする関係機関、団体、企業等が積極的に連携・協働し、家庭教育支援をしなければならない。様々な団体等のそれぞれの立場からの主体的な取組や積極的な関わりが求められる。

提言3 家庭教育推進のための地域協力体制づくり

地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がり、持続できるように、地域全体で家庭教育を支援していく仕組みづくりをしなければならない。そのためには、家庭教育に関するニーズの適切な把握、研修会の工夫・充実、家庭教育を支援する人材養成、関係団体・機関等との連携が求められる。さらに、現在は家庭教育の課題が重要な社会的課題であり、家庭を取り巻く市町村、学校、地域、保健福祉関係機関、企業等、県民全体で家庭教育を支えていくことが必要である。また、強く県民への周知も必要である。